

2018.11.01

PL レポート(製品安全) <2018 No.8>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○消費者庁が「製造物責任(PL)法の逐条解説」をリリース (2018年9月7日 消費者庁)

消費者庁のホームページにおいて、9月7日、「製造物責任(PL)法の逐条解説」(以下、「逐条解説」という)が公開されました。

昨年の民法改正を受けて製造物責任法(以下「PL法」という)も改正されており、いずれも施行は、2020年4月1日に予定されています。改正民法において、人の生命・身体への侵害に対する損害賠償請求権の消滅時効期間が、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」から5年間となり、他の損害賠償請求権よりも長期の期間が設けられています(改正民法第724条の2)。これを受けて改正 PL法においても、同法第5条第2項において、下記のとおり条文が新設されています。

【第5条第2項】

人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

本逐条解説においては、改正箇所以外にも各条文の解説が行われるとともに、関連する PL 訴訟判例が掲載されています。PL法が1995年に施行されてから20年以上経ちましたが、PL法上の各種論点に対する解釈の整理や判例の動向を把握するうえで、参考になるものといえます。

○介護ロボットポータルサイトで「ロボット介護機器開発ガイドブック」の配布を開始 (2018年9月10日 介護ロボットポータルサイト)

国立研究開発法人産業技術総合研究所を中心としたロボット介護機器(※)の開発・導入促進に係るコンソーシアムは、9月10日、同コンソーシアムが運営する介護ロボットポータルサイトで「ロボット介護機器開発ガイドブック」と関連文書の配布を開始しました。

ロボット介護機器の開発においては、介護者の負担軽減、被介護者の生活の質(QOL)の向上、介護者・被介護者への安全性確保など、さまざまな観点からの検討が必要であるものの、当該機器の開発に向けて、これらの知見が整理された文書が、これまで存在していませんでした。

今回策定された本ガイドブックは、ロボット介護機器の開発者に向けて、当該機器の開発の方法論が整理されたもので、開発プロセスについて「開発コンセプトの明確化」「力学モデルに基づく仕様設計」「リスクアセスメント」「ロボットの設計と製作」「安全試験」「実証試験」の

6つのステップを提示するとともに、当該ステップを実施するうえで、参考となるツールが紹介されています。

ロボット介護機器の介護現場への導入は始まったばかりであり、開発工程における、当該機器の機能や安全性の確保は各社の自主的な検討にゆだねられる部分が多かったものと推察されます。こうした中、本ガイドブックは、自社の開発プロセスの適切性や妥当性を客観的に評価するのに有用といえます。また、新たに当該機器の開発を進める事業者においては、本ガイドブックで示された方法論や関連ツールを活用することが望まれます。

さらに、本ハンドブックはロボットの開発に係る項目以外の部分については介護機器一般にも転用できる内容のものであり、これらの製品開発時においても、本ハンドブックは参考になるものといえます。

※ロボット介護機器

介護に用いるロボットの総称。ロボット開発時の目的が介護に使用することでも介護に活用した場合は含まれる。

出所：介護ロボットポータルサイト <http://robotcare.jp/>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○中国で「電子商取引法」が成立

(2018年8月31日 中国人代網)

中国の第13期全国人民代表大会（日本の国会に相当）の第5回常務委員会において、「中華人民共和国電子商取引法」（以下「同法」）が、8月31日、可決・成立し、同日公布されました。同法の施行日は2019年1月1日となります。

近年中国ではインターネット社会が急速に発展し、2017年の電子商取引の総額は29.2兆元（約480兆円）に達するなど、同取引の市場規模も爆発的な伸びを示しています。市場規模の急拡大と相まって同取引を巡る問題やトラブルも急増する中、中国においてはこれまで電子商取引を包括的に規制する法律が存在していませんでした。

こうした状況を踏まえ、「取引関係者の合法権益の保障」、「電子商取引行為の規範化」、「市场秩序の維持」、「電子商取引の健全な発展の促進」を目的として、同法が制定されました。

1. 責任主体

同法で示された責任主体は「電子商取引経営者」であり、具体的には以下の3類型が例示されています（同法9条）。

- ・電子商取引プラットフォーム経営者（ECサイト等の運営会社）
- ・プラットフォーム内経営者（ECサイト等への出品会社）
- ・自社サイトによる電子商取引経営者
（自社のサイトで自社の商品・サービスを提供する会社）

2. 製品安全にかかわる事項

同法は全7章・計88条から成る法律であり、「虚偽宣伝の禁止」、「個人情報保護」、「取引規則の開示」など、消費者保護の観点で様々な規制が包括的・網羅的に定められています。このうち製品安全に関しては、責任主体ごとに以下の内容が盛り込まれています。

(1) 電子商取引経営者全般

- ①電子商取引経営者が提供する商品・サービスは、人身や財産の安全に関する要求および環境保全に関する要求に適合していなければならない。また、法律や行政規定が禁止する商品・サービスを提供してはならない（同法 13 条）。
- ②上記に違反した場合、電子商取引経営者は関連する法律や行政規定に照らし、処罰される（同法 75 条）。

(2) 電子商取引プラットフォーム経営者

- ①プラットフォーム内経営者の提供する商品・サービスが、人身・財産の安全に関する要求に適合していなかったり、消費者の合法権益を侵害していることを、電子商取引プラットフォーム経営者自身が知っていた、もしくは知りえたにもかかわらず、必要な措置を怠った場合、電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者と連帯して責任を負う（同法 38 条前段）。
- ②消費者の生命や健康にかかわる商品・サービスについて、電子商取引プラットフォーム経営者がプラットフォーム内経営者に対する資質や資格の審査を十分に尽くさず、あるいは消費者に対する安全保障義務を尽くさなかったことで消費者が損害を被った場合、電子商取引プラットフォーム経営者は法に基づき相応の責任を負う（同法 38 条後段）。
- ③上記①、②に違反した場合、行政当局は電子商取引プラットフォーム経営者に対して期限を定めて改善を命じるとともに、5 万元以上 20 万元以下（82 万円以上 330 万円以下）の罰金を科すことができる。情状が重い場合は業務停止を命じるとともに、50 万元以上 200 万元以下（820 万円以上 3,300 万円以下）の罰金を科す（同法 83 条）。

同法では、EC サイト等の運営会社である電子商取引プラットフォーム経営者に対し、電子商取引の安全を確保する上で、様々な義務や責任を課している点が注目されます。

中国における電子商取引のさらなる成長を見込み、近年、我が国の事業者も同国の大手越境 EC サイトに積極的に出品していますが、同法の施行を機にこれらの EC サイトより、消費者保護の観点から従来よりも厳しいチェックがかかる可能性があります。また、購入者への損害賠償に応じた EC サイトから求償される可能性が強まることも想定されます。

出品企業としては、製品安全管理態勢の適切性・妥当性や取扱製品に関する安全性が十分に担保されていることや、それらを客観的に説明できるようにしておくことが求められます。また、同法の施行以降、取引のある EC サイトで取引条件の変更がないかどうかを確認し、必要な対応を講じておくことが望まれます。

出所：中国人代網「中華人民共和国電子商取引法」（原文：中华人民共和国电子商务法）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060172.htm

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018